

## 訪問介護ステーション くるみ館 料金表

### 1. 介護保険給付対象サービス

- 昼間 8:00～18:00 での 1 割の方の基本料金は下記の通りです。  
(2 割負担の場合は利用料金の 2 割、3 割負担の場合は 3 割の自己負担となります)
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬に 0.1% 上乗せとなります。

#### ① 身体介護中心型または、生活援助中心型 (20 分未満と 1 時間を超えるサービスは行いません)

水戸市 5 級地 : 10.70 円/単位

	サービスに 要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 (30 分増す毎に)
身体 介護	(1) 利用料金	1,968 円	2,942 円	4,665 円	6,815 円	974 円
	(2) 上記のうち、 介護保険から 給付される金額	1,771 円	2,647 円	4,198 円	6,133 円	885 円
	(3) 自己負担額 (1) - (2)	197 円	295 円	467 円	682 円	99 円
	サービスに 要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上			
生活 援助	(1) 利用料金	2,150 円	2,653 円			
	(2) 上記のうち、 介護保険から 給付される金額	1,935 円	2,387 円			
	(3) 自己負担額 (1) - (2)	215 円	266 円			

#### ② 身体介護中心型を行った後に、引き続き生活援助を行った時の加算について

20 分以上 45 分未満	67 単位加算させていただきます。
45 分以上 70 分未満	134 単位加算させていただきます。
70 分以上	201 単位加算させていただきます。

#### ③ 通院等乗降介助

(1) 利用料金	1,155 円
(2) 上記のうち、介護保険給付される金額	1,039 円
(3) 自己負担額(1)-(2)	116 円

④ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合

お客様の同意の上で、通常の利用料金の2人分の料金を頂きます。

(例) 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合  
暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合

⑤ 加算料金

通常の時間帯（8:00～18:00）以外の時間帯でサービスを行う場合

夜間（18:00～22:00）	上記の額に、1回につき 25% 加算します
早朝（6:00～8:00）	上記の額に、1回につき 25% 加算します
深夜（22:00～6:00）	上記の額に、1回につき 50% 加算します

加算料金	1回当たりの単価	自己負担額	内容
初回加算	2,140 円	214 円	新規ご利用の初回訪問月に加算します
緊急時訪問介護加算	1,070 円	107 円	お客様より、居宅サービス計画（ケアプラン）に計画されていない緊急のサービス依頼があり、ケアプランを作成した介護支援専門員が了解の上必要な訪問介護サービスを提供した場合に加算します
生活機能向上連携加算 I	1,070 円	107 円	自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上を図るため、リハビリテーション専門職等が、生活機能を把握した上でサービス提供責任者に助言を行い、訪問介護計画書を作成しサービスを提供した場合に加算します
生活機能向上連携加算 II	2,140 円	214 円	自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上を図るため、リハビリテーション専門職等とサービス提供責任者が同行訪問し、共同で生活機能のアセスメントを行い、訪問介護計画書を作成しサービスを提供した場合、初回の提供日が属する月以降3月を限度として加算します
介護職員処遇改善加算 （支給限度額管理外）	基本料金及び加算合計の13.7%	左記の 10分の1	事業所として基準を満たしている為、全員に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算 （支給限度額管理外）	基本料金及び加算合計の6.3%		

特定事業所加算Ⅱ	所定単位数 の10%	左記の 10分の1	事業所として基準を満たしている為、 全員に加算されます
----------	---------------	--------------	--------------------------------

【福祉有償旅客運送の対価】

(1) 「運送の対価」の種類及び額

(ア) 距離制運賃

摘要	額
2 kmまで	200 円
1 km増す毎に	100 円

(イ) 時間制運賃

摘要	額
10 分毎	300 円

(2) 「運送の対価」の適用方法

(ア) 距離制運賃

- 走行距離積算計により算出します。
- 旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定します。
- 要介護のご利用者は距離制運賃で算定します。

(イ) 時間制運賃

- 車内の時計により時間を算出します。
- 旅客の乗車した時から、旅客の運送を終了するまでに要した時間に応じて算定します。
- 要支援・要介護で、介護保険が適用にならないご利用者は、時間制運賃で算定します。

(3) 「運送の対価」以外について

(ア) 待機時間

30分までは無料ですが、以後30分毎に500円負担となります。

(イ) 院内介助料・買い物等付き添い介助料

院内介助料・買い物等付き添い介助の場合、実費負担 30分 1,150円となります。

(ウ) 通院等乗降介助料

要介護の方で、乗降に介助が必要とされるご利用者は、介護保険の通院等乗降介助料113円です。

(エ) 介助料

- ① 要介護で、常時介護が必要な状態の時は、介護保険身体介護が適用となる場合があります。(通院等乗降介助料③)
- ② 要支援・要介護のご利用者で、介護保険の適用にならず、且つ乗降に介助が必要な場合は、介助料500円となります。

(オ) その他

- 利用者の要請により有料道路、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費については、利用者負担となります。
- 道路事情、交通規制等客観的な事情による時又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費については、利用者の負担となります。

⑥ 減算

同一敷地内居住者へサービスを提供する場合（支給限度額管理の対象外）

事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合、所定単位数の 90%で算定します。

2. 日常生活支援総合事業対象サービス

- 昼間 8:00～18:00 での 1 割の方の基本料金は下記の通りです。  
(2 割負担の場合は利用料金の 2 割、3 割負担の場合は 3 割の自己負担となります)
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬に 0.1%上乗せとなります。

水戸市 5 級地：10.70 円/単位

サービスの回数	週 1 回利用	週 2 回利用	週 2 回以上利用 (週 3 回以内)
利用対象者	要支援 1・2 の方 事業対象者	要支援 1・2 の方 事業対象者	要支援 2 の方
(1) 利用料金 (月額)	12,583 円	25,134 円	39,878 円
(2) 上記のうち、介護保険から 給付される金額	11,324 円	22,620 円	35,890 円
(3) 自己負担額 (1) - (2)	1,259 円	2,514 円	3,988 円

加算料金	1 回あたりの 単価	自己負担額	内容
初回加算	2,140 円	214 円	初回訪問月に加算されます
介護職員処遇改善 加算	基本料金及び 加算合計の 13.7%	左記の 10 分の 1	事業所として基準を満たしている 為、全員に加算されます。
介護職員等特定処遇 改善加算	基本料金及び 加算合計の 6.3%		

### 3. 交通費

重要事項説明書の通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、通常の事業実施地域の境界から起算して片道 1km あたり、50 円を頂きます。

### 4. その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様負担となります。

生活援助の買物等で近隣では目的の物が購入できず、お客様の同意を得て担当訪問介護員の車両で出かけた場合、1kmにつき 20 円をご負担いただきます。